

文部科学省
厚生労働省 令第二号

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年十二月二十五日

文部科学大臣 渡海紀三朗

厚生労働大臣 舩添 要一

歯科衛生士学校養成所指定規則等の一部を改正する省令

（歯科衛生士学校養成所指定規則の一部改正）

第一条 歯科衛生士学校養成所指定規則（昭和二十五年文部省・厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第九十八条」を「附則第三条」に、「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

附則第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正)

第二条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

第五条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

第六条中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」

に改める。

第十八条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百二十四条第一項」に改める。

第十九条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百二十四条第一項」に改める。

第二十条中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百二十四条第一項」に改める。

(あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正)

第三条 あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百二十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第

二項」に改める。

第五条第一号中「第四十七条」を「第五十七条」に改める。

（診療放射線技師学校養成所指定規則の一部改正）

第四条 診療放射線技師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（歯科技工士学校養成所指定規則の一部改正）

第五条 歯科技工士学校養成所指定規則（昭和三十一年厚生省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

(理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部改正)

第六条 理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和四十一年文部省・厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第二条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

(臨床検査技師学校養成所指定規則の一部改正)

第七条 臨床検査技師学校養成所指定規則(昭和四十五年文部省・厚生省令第三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」

に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（視能訓練士学校養成所指定規則の一部改正）

第八条 視能訓練士学校養成所指定規則（昭和四十六年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第二条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

（柔道整復師学校養成施設指定規則の一部改正）

第九条 柔道整復師学校養成施設指定規則（昭和四十七年文部省・厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百二十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

(臨床工学技士学校養成所指定規則の一部改正)

第十条 臨床工学技士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百二十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

(義肢装具士学校養成所指定規則の一部改正)

第十一条 義肢装具士学校養成所指定規則(昭和六十三年文部省・厚生省令第三号)の一部を次のように改

正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

(救急救命士学校養成所指定規則の一部改正)

第十二条 救急救命士学校養成所指定規則(平成三年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第二百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改め、同条第三項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

(言語聴覚士学校養成所指定規則の一部改正)

第十三条 言語聴覚士学校養成所指定規則(平成十年文部省・厚生省令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に、「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第四条第一項第一号中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に、「第五十六条第二項」を「第九十条第二項」に改める。

附 則

この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年十二月二十六日)から施行する。